## 主 文 原判決を破棄する。 被告人らを免訴する。 理 由

本件控訴の趣意は被告人Aの弁護人三木今二、被告人Bの弁護人橋本清一郎、被告人Cの弁護人前堀政幸、加藤正郎、被告人Dの弁護人前堀政幸、甘糟勇雄、被告人Eの弁護人奥田忠策、前堀政幸の提出にかかる各控訴趣意書記載のとおりであるからこれらを引用する。

控訴趣意第一点(免訴の主張について)

所論は要するに経済関係罰則ノ整備二関スル法律(以下単に本法と略称する)第二条の規定の内容をなす別表乙号二九の公益事業令は昭和二七年一〇月二四日限り失効したので、同令による許可を受けて電気事業を営んでいた者の役職員は同日以後犯罪の構成要件たる身分を喪失し、乙号二九は実質的に削除されたものと解すべきであるから、刑の廃止があつたものとして免訴すべきものであるというのである。

よつて検討を加えると公益事業令はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二〇年勅令第五四二号)に基き、昭和二五年一一月二四日政令第三四三号として制定公布されたものであるが、平和条約の発効後ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関するはである。 い発する命令に関する法律、昭和二七年四月一一日法律八号との第二項によりその法律施行の日である同月二八日から起算して一八〇日間法律すると素が、国会に提出されたところ、同法案は衆議院の解散により法律すると表案が、国会に提出されたところ、同法案は衆議院の解散により法律するを見るに至らず、一八〇日目にあたる同年一〇月二四日の経過と共にその効力をとしたものである。しかしながら、その後同年一二月二七日に至り、暫定的措置とよりたものである。しかしながら、その後同年一二月二七日に至り、暫定的措置とより、「一個である。」といるといるである。

ところで、本法第二条は別表乙号の各規定と一体をなして罰則を形成し、第二条の犯罪の主体たり得るものは乙号に提げるものの役職員に限られているのであるの、公益事業令の失効により、同令に依る許可を受け電気事業を営んでいた者の役員は、犯罪の構成要件的身分を失い、同令失效後本法第二条に該当が形式によって処罰することはできない。たとえ乙号二九が形式によりにより元を見るまでである。たとしても前記昭和二七年法律第三四一号の制定を見るまでは死文化していたものといわなければならないがある。こととなるが、てもは死文でにより刑の廃止があったものと解すである。さこととなるが、もは死文でにより刑の廃止があったものである。さことは第二号の原則は、絶対に例外を許さないほどの原則というべきものであるといわなければならない。(昭和二五年一〇月一日最高裁大法廷判決集第四巻一〇号一九七二頁参照)

しがしながら一面営団法、金庫法、特別の法令によつて設立された会社に関する 法律はそれ自体当然に限時法的性格を具有するものではなく、恩給金庫、庶民金 庫、日本銀行、特別の法令により設立された会社等のなかにはその根拠法規の内容 を仔細に検討してみると何等限時法的性格を発見できないものがある。

て結論を急ぐことは正確性を欠ぐように思われる。 我々は刑法典に公務員に対する涜職罪の規定を持ち、純然たる私法人である株式 会社の役員につき商法において涜職罪の規定を持つている。これらの規定が限時法 的性格を持たないことは争のないところであろう。本法は本法第一条、第二条の団体が、商法において設立された純然たる私法人である株式会社よりさらに強い公共 性、公益性を持つので、その度合いに応じてその役職員を或は公務員と見做し、或 いは商法の涜職罪の場合よりも広くかつ重く処罰しようとするものであるから、元 来犯罪とならないものについて、単に一時の必要のために設けられた罰則であると は到底考えることができないのであつて、本来が恒久的性格を持つべさもののよう に思われる。よく考えてみると、本法の団体の役職員について涜職の罪の成立を認 はいれる。よくれんでかると、本法の団体の技職員についてが職の罪の放立を認めようとする規定が、限時法的性格を持つ場合があるとすれば、それは涜職罪という犯罪の性質からくるのではなく、別表によつて指定された団体設立又は統制業務執行の根拠法規の性格に起因するものであることを知ることができる。根拠法規自体が限時法的性格を持つ場合は根拠法規の廃止を予測して同法のみならず本法の遵 守を怠たり、裁判の遷延によつて不当に科刑を免がれんとする傾向を生ずる虞があ るがら本法の涜職罪もまた限時法的性格を帯びてくるものといわなければならな い。若し、反対に根拠法規が恒久法としての内容を持つものであれば、根拠法規の 廃止を予想して本法違反を犯す弊害は全く考えられないのであるから、本法の当該 団体の役職員の涜職罪の規定はその本来的性格と相俟つて、恒久法的性格を持つも のと解しなければならない。しかも別表各号の根拠法規は互に独立していて、一つ の根拠法規が他の根拠法規の性格に影響を与えるものとは思われない。そうしてみ ると、本法全体につき統一して限時法的性格を論ずることは妥当でないといわざる を得ないのであつ〈要旨〉て、別表の各号につき個別的に根拠法規の内容を検討して

 られないものというべく、その役職員を商法の場合よりも広くかつ重く処罰する必要性もまた企業の独占性の容認される限り存続するものといわなければならないから、独占事業を営む者の役職員の涜職を処罰しようという本法第二条の規定が、早晩廃止を免れない一時的、臨時的性格を有するものであるとは到底考えることができない。以上の考察によつて本法第二条乙号二九は限時法的性格を持たないことが明らかとなつた。従つて刑法第六条、刑事訴訟法第三三七条第二号の原則により、被告人らに対し免訴の言渡をなすべきこととなる。

被告人らに対し免訴の言渡をなすべきこととなる。 しかしながら、免訴の判決をすることが妥当か否か、なお多くの疑点があるので その主なものについて、当裁判所の見解を明らかにする。

第三に、本法第二九条に本法施行前為したる行為の処罰については仍従前の例に依る旨の規定をもつ外本法の別表のうちいずれかを明示的に削除した場合削除以前の違反行為に対し、罰則の適用について、なお従前の例による旨の規定を設けている場合が多い。(例えば昭和二四年五月二日法律第四九号、同年一二月七日法律第二四二号、昭和二五年一一月二四日政令第三四二号等)本法及び本法の改正規定がかような附則を持つていることは本法の限時法的性格を推認させる有力な根拠ではないかという疑問がある。

よって検討を加えると、先ず本法第二九条は特別法に分散して設けられていた流職罪の規定を本法に整理統合した際置かれたもので、特別法に規定されていた犯罪の構成要件は刑を加重して本法に引き継がれているのであるから、刑の廃止にある場合の規定ではなく、ただ行為時法に従つて処罰する旨を注意的に明らよったに追するものと解せられる。次に別表各号の根拠法規が廃止又は失効した場合に止まるものと解せられる。次に別表各号の根拠法規が廃止又は失効した場合にの引表各号ので行なわれて来たかをつぶさに検討してみると、(イ)明示的に別表の各号のどれかを削除しながら従前の例によって、前の別に別表の各号のではないでものではないでものではないでそのまま放置してある場合(甲号一、三、四、五、八、以別号の各号を削除しないでそのまま放置してある場合(甲号一、三、四、九、八、元五乃至三、七、一二、一四、一五、一九、二五乃至二八等)の三つに別れて、従来すべての場合に(イ)のような取扱がなされて来たものではないことを知

ることができる。ことに(ロ)のような例のあることは注目に値する。従つて(イ)のような例があるからといつて直ちに本法の限時法的性格を推論することは困難なのではなかろうか。しかも前説示のとおり本法の限時法的性格の有無は別表の各号につき、根拠法規を検討して個別に論ずべきものとすれば、乙号二九以外のものについて改廃の際従前の例によつて処罰する旨の規定を置いた場合があつたからといつて、乙号二九関係の本法第二条が限時法的性格を有することを推論する根拠とはなり得ないであろう。

拠とはなり得ないであろう。 ただここに検討を要するのは、旧公益事業令により電気事業法を廃止した際、本 九に電気事業法による許可を受け、同法第一条第一号又は第二号に掲げる 事業を営む者とあつたのを削除し、現在の如く改めた上旧公益事業令附則第二一項 においてこの政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例によるとした点である。しかしながら、右の改正は電気事業を営む者に許可を与 える根拠法規が変つたために行なわれたものに過ぎず、電気事業を営む者の役職員 を処罰しようとする点において、何等変更もなかつたものであるから、刑の廃止に あたる場合ではないことに注意しなければならない。しかも電気事業法の内容を検 討してみると限時法的性格を窺わせるものを発見することができない。それにもか 、この附則のあることが限時法的性格を推論する根拠となるであろうか。 さらに考察を進めると従前の例によつて処罰する旨の附則は、限時法的性格を有す る法規の改廃に際して附せられることの多いことは、もとより承認しなければなら ないが、明らかに限時法的性格を持たない関税法、商法、麻薬取締法等の特別法においてもまた同様の附則を発見する。そうしてみるとこの附則があるからといつて、それを唯一の根拠としては法の限時法的性格を推論することはできないものと いわなければならないのであつて、当該法規の立法趣旨内容の検討こそ先決問題であるといわなければならない。乙号二九関係の本法第二条の立法趣旨、内容の検討 の結果は前説示のとおりであつて、限時法的性格を持つものではないことを明らか にした。そうしてみれば、前記附則のあることは限時法的性格を持たないと判断す ることに支障となるものではないと解する。

第四に、刑の廃止とは、既に発生成立した刑罰権が、犯罪後発布された法令により廃止(抛棄)された場合のみを指すのであつて、本件の如き場合は廃止にあたらないのではないかという疑がある。しかしながら、刑事訴訟法第三三七条第二号は刑の廃止と規定しており、刑罰権の抛棄とは規定していない。刑の廃止とあるのを抛葉と読み替えてまでも被告人を処罰しなければならない論拠について納得のいくものを発見することができないから、刑罰を規定した法令が失効した場合でも、刑の廃止にあたるものと解すべきである。(前記昭和二九年一一月一〇日最高裁大法廷判決参照)

第五に、本法第二条別表乙号二九の犯罪が、公益事業令の失効によつて処罰できなかつたのは、僅かに約二月の間に過ぎず、しかも乙号二九は電気・ガスに関する法律に関する法律により再生し、犯罪の構成要件は前後全く同一であつて本事業令の失効引いては乙号二九の死文化は国民の法律的評価乃至法感情に変更反応に生じたものではないから、同令失効前の本法第二条乙号二九の違反がある。原判決においてもこの点が考慮されているものと思われる。なるほど本件の場合国民の法律的評価乃至法感情に変更のなかつたことを認めうるが、このような理由で被告人よの評価乃至法感情に変更のなかつたことを認めうるが、このような理由で被告人よのに設けられた刑法第六条、刑事訴訟法第三三七条第二号の適用を排除してもとである。公益事業令を失効させ、本法別表乙号二九を二月によつて彌縫しつは立法者の失態である。その失態を被告人を処罰することによつて彌縫しつとするような解釈は到底採り得ないところである。(前記昭和二九年一一月の前記最高裁判決参照)

よつて原判決が、弁護人らの免訴の主張を排斥し実体審理に入つたのは、訴訟手続の法令の違反であり、その違反が判決に影響を及ぼすこと明らかであるから破棄を免れない。弁護人らのその余の主張については判断を与えるまでもなく、刑事訴訟法第三九七条第四〇〇条但書により原判決を破棄し、被告人らを免訴すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 児島謙二 裁判官 畠山成伸 裁判官 松浦秀寿)